

早島町ふれあいの森公園遊具更新工事プロポーザル実施要綱

1 目的

早島町が管理するふれあいの森公園トリムコース内の遊具「ロープウェイ」「バランスウッド」は、設置から 20 年以上が経過しており、部材の腐食等の老朽化が進むとともに、危険遊具に該当する可能性が高くなったため撤去する。安全基準を満たすとともに、子どもたちの好奇心を刺激し、利用者が何度も訪れたくなるような新たな遊具を設置する。また、遊具周辺には、利用者が休憩できるよう、ベンチ等と組み合わせた小規模な日よけ・パーゴラ等を設置するものとする。

なお、事業者の選定にあたっては、限られた事業費を最大限に有効活用し、公園利用者に喜ばれる遊具を設置するため、「公募型プロポーザル方式」により選定するものとする。

2 工事概要

(1) 名称

早島町ふれあいの森公園遊具更新工事

(2) 発注方式

本工事は、提案を受けた上で、遊具の実施設計、製作及び施工、既存遊具の撤去工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

(3) 概要

別紙「早島町ふれあいの森公園遊具更新工事仕様書」へ記載のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 設置箇所

早島町ふれあいの森公園（岡山県都窪郡早島町矢尾 1049 番地）

(6) 契約上限額

14,500,000 円以内（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

本件公募に参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体等ではないこと。
- (2) 令和 7・8 年度早島町建設工事入札参加資格者のうち、業種「とび・土工・コンクリート工」の入札参加資格を持つ者であること。
- (3) 早島町入札参加資格者指名停止の措置基準（平成17年庁達第2号）による指名停止期間中でないこと。
- (4) （一社）日本公園施設業協会が認定する S P マーク表示認定企業であること。
- (5) 税（国税、岡山県税及び市町村税）を滞納している団体等ではないこと。株式会社、財団・社団法人以外の場合、団体等の代表者が税を滞納している団体等ではないこと。）
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団

体等ではないこと。

(7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等ではないこと。

(8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等ではないこと。

(9) 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない団体等ではないこと。

(10) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等ではないこと。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じて、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼしている団体等ではないこと。

4 契約保証金

早島町は、契約額が500万円以上となる場合、事業者から契約保証金を徴する。

(1) 契約保証金額

提案額の10%に相当する額。なお、算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。

例：提案額1,000万円の場合、契約保証金額は100万円

(2) 免除

銀行保証又は履行保証保険等の確実な担保が早島町に提出されたときは、契約保証金を免除する。遊具設置工事その他類似業務の実績を有することをもって契約保証金を免除することはないので注意のこと。

5 前金払

保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を早島町に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を早島町に請求することができる。

6 工事スケジュール（予定）

工事のスケジュールは、以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 公募参加表明期限 | 9月30日 |
| (2) 質問書提出期限 | 9月30日 |
| (3) 質問に対する回答日 | 10月7日まで |
| (4) 提案書提出期限 | 10月16日 |
| (5) プロポーザル審査委員会 | 10月下旬～11月上旬 |
| (6) 工事実施候補者の発表 | 10月下旬～11月上旬 |
| (7) 工事実施候補者と工事の詳細について協議 | 11月上旬 |

- | | |
|------------------|--------------|
| (8) 工事実施候補者と契約締結 | 11月中旬 |
| (9) 準備工（遊具製作等） | 11月中旬 ～ 2月下旬 |
| (10) 遊具撤去・設置工事 | 2月下旬 ～ 3月31日 |

7 配布資料

- (1) 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事プロポーザル実施要綱
- (2) 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事仕様書
- (3) 公園平面図及びトリムコース設置遊具写真
- (4) 既存遊具「ロープウェイ」及び「バランスウッド」図面
- (5) 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事選定基準書（兼配点表）
- (6) 公募参加表明書兼誓約書（様式1）
- (7) 提案申請書（様式2）
- (8) 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事見積書（様式3）
- (9) 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事に関する質問・回答書（様式4）

8 公募参加表明

- (1) 提出期限
令和8年9月30日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法
様式1へ記載のうえ、メールで早島町都市整備部建設課まで提出し、到着を電話にて確認のこと。
- (3) 宛先
早島町都市整備部建設課（kensetu@town.hayashima.lg.jp）
TEL：086-482-0614

9 質問

質問については、参加表明書を提出した者（以下、「参加表明者」という。）のみできるものとし、早島町ふれあいの森公園遊具更新工事に関する質問・回答書（様式4）により下記のとおり受け付ける。

- (1) 提出期限
令和8年9月30日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法
様式3へ記載のうえ、メールで早島町都市整備部建設課まで提出し、到着を電話にて確認のこと。なお、電話又は口頭による質問には応じない。
- (3) 宛先
早島町都市整備部建設課（kensetu@town.hayashima.lg.jp）
TEL：086-482-0614
- (4) 回答
令8年10月7日(水)までに、全ての公募の参加表明者にメールで回答する。ただし、本件公募に直接関係ないもの、明らかに回答することが不適切と認められる質問に対

しては、回答を行わない。

10 提案書類等

(1) 提出期限

令和8年10月16日(金) 午後5時まで(持参の場合、土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出書類

① 提案申請書(様式2)

② 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事選定基準書(兼配点表)に定める各評価項目に対する提案内容及びその理由を記載したもの(任意様式)

※耐用年数については、年数だけでなく対象となる部材及び使用・維持管理等の前提条件を明示すること。また、標準使用期間及び保証期間についても、設定がある場合は併せて記載すること

③ カタログまたはイメージ図(A3横サイズ・遊具については1枚まで)

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと

※所有者の許可があれば、別公園等の既設遊具の写真も可とする

④ 図面(製作図、設置施工図等)

※遊具の安全領域も記載すること

⑤ 早島町ふれあいの森公園遊具更新工事見積書(様式3)

※必須項目：既設遊具撤去処分費、製品価格、組立・据付費、基礎工事費、安全管理費、案内図更新費(必要な場合)

⑥ (一社)日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し

(3) 提出方法

提案書類は、データをPDF化のうえ、メール又はCD-R、USBメモリ等により早島町建設課窓口へ持参または郵送で提出し、持参以外の場合到着を電話にて確認すること。

なお、提案書類をメールで提出する場合、データ容量が10MBを超えたときは、大容量ファイル送信サービス(指定なし)を利用すること。

(4) 宛先

- ・メール：kensetu@town.hayashima.lg.jp
- ・郵送：〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1
早島町都市整備部建設課宛て
- ・TEL：086-482-0614

(5) 注意事項

納税証明書は、令和8年9月1日以降に発行されたものとする。

なお、提出書類に不備のある場合、提案書を受理しない。

また、提案内容に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

11 選考方法

審査委員会で提出書類の審査により選考し、優秀提案者を決定する。なお、提案参加者が1社であっても本件公募は成立するものとする。

1 2 審査結果の公表

審査結果を付して、令和8年10月下旬～11月上旬（予定）に文書で全ての提案書を提出した者（以下、「提案者」という。）にメールで通知する。

1 3 契約締結

優秀提案者決定後、優先交渉権者と遊具設置の詳細について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。優先交渉権者と合意に至らなかった場合、次点の提案者と協議を行う。

1 4 その他注意事項

(1) 重複提案等の禁止

一つの団体等が複数の提案をすることはできない。

(2) 関係者との接触の禁止

提案者は、選定委員及び関係町職員と本工事についての不当な接触（正当な手続きでの接触は可。）を禁じる。不当な接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(3) 提案に関する費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案書の取扱

① 返還及び提案書の内容変更

早島町が受理した提案書は、理由の如何に関わらず返却しない。また明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

② 著作権

提案書の著作権は、当該提案者に帰属する。ただし、早島町は選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとする。

③ 文書の開示・非開示

早島町が受理した申請書は、早島町情報公開条例（平成13年早島町条例第4号）に基づき公開することがある。ただし、提案者の正当な利益を害する恐れがある部分等については非開示とする。

(5) 参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは、必ず、窓口に辞退届（任意様式）を提出すること。

1 5 窓口

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1

早島町都市整備部建設課

TEL：086-482-0614 FAX：086-482-0652

メール：kensetu@town.hayashima.lg.jp